

建築設備設計基準 令和6年版【概要】

■目的・概要

建築設備の実施設計に関して「官庁施設の基本的性能基準」に定める性能の水準を確保することを目的に、標準的な手法を定めたものです。

■主な内容

- ・電力設備（電灯設備、動力設備、受変電設備等）に関する事項について
- ・通信設備（構内情報通信網設備、構内交換設備、拡声設備等）に関する事項について
- ・空気調和・換気設備（空気調和設備、換気設備、排煙設備等）に関する事項について
- ・給排水衛生設備（衛生器具設備、給水設備、給湯設備等）に関する事項について
- ・搬送設備（エレベーター、エスカレーター等）に関する事項について
- ・共通編（中央監視制御設備、コージェネレーション等）に関する事項について

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・この基準に基づき、建築設備の実施設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、この基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項（【発】発注者、【設】設計者に対する事項）

- ・この基準は、一般的な事務庁舎の建築延べ面積が概ね10,000㎡以下の施設の実施設計を行うための基準として制定したものです。【発】【設】